

第 2 期健康横浜 2 1 計画評価及び次期計画策定検討部会 委員名簿

本部会は、健康横浜 2 1 推進会議における「第 2 期健康横浜 2 1」の最終評価及び「第 3 期健康横浜 2 1」の策定に係る審議に向け、第 2 期計画の評価案及び第 3 期計画案を検討することを目的とします。

なお、市民の健康寿命の更なる延伸を目指し、「第 3 期健康横浜 2 1」については、これまで別に策定していた「横浜市食育推進計画」と、「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき新たに策定する「横浜市歯科口腔保健推進計画（仮称）」と一体的に策定します。総合的な市民の健康づくりの指針として策定し、取組を推進していきます。

【任期：令和 5 年 3 月 31 日まで】（五十音順・敬称略・令和 4 年 11 月 30 日現在）

| | 役職 | 氏名 | 職名 |
|---|-----|---------|--|
| 1 | 部会長 | 豊福 深奈 | 一般社団法人 横浜市医師会 常任理事 |
| 2 | | 赤松 利恵 | お茶の水女子大学 基幹研究院 自然科学系 教授 |
| 3 | | 後藤 温 | 横浜市立大学 医学部医学科 公衆衛生学教室 主任教授 |
| 4 | | 佐藤 信二 | 一般社団法人 横浜市歯科医師会 常務理事 |
| 5 | | 瀬戸 草 | 一般社団法人 横浜市薬剤師会 副会長 |
| 6 | | 田口 敦子 | 慶應義塾大学 看護医療学部 教授 |
| 7 | | 土屋 厚子 | 公立大学法人 静岡社会健康医学大学院大学 研究アドバイザー 浜松医科大学 特任研究員 |
| 8 | | 長谷川 利希子 | 公益社団法人 神奈川県栄養士会 副会長 |
| 9 | | 村山 洋史 | 東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム 研究副部長 |

令和4年度 健康横浜21関係課長会議 名簿

| 区・局 | 補 職 | 氏 名 |
|----------|---------------------------------|--------|
| 旭区 | 福祉保健課長 | 石津 雄一郎 |
| 政策局 | 政策課担当課長 | 岩崎 雄介 |
| 市民局 | スポーツ振興課長 | 守屋 喜代司 |
| 経済局 | 中小企業振興課長 | 高柳 友紀 |
| こども青少年局 | 地域子育て支援課親子保健担当課長 | 戸矢崎 悦子 |
| こども青少年局 | 企画調整課長 | 田口 香苗 |
| 健康福祉局 | 企画課長 | 栗屋 しらべ |
| 健康福祉局 | 福祉保健課長 | 新井 隆哲 |
| 健康福祉局 | 保険年金課長 | 海老原 雅司 |
| 健康福祉局 | 生活支援課指導・適正化対策担当課長 | 大内 直人 |
| 健康福祉局 | 障害施策推進課長 | 佐渡 美佐子 |
| 健康福祉局 | 健康福祉局担当課長 (こころの健康相談センター担当係長) | 小西 潤 |
| 健康福祉局 | 高齢健康福祉課長 | 鳥居 俊明 |
| 健康福祉局 | 地域包括ケア推進課長 | 鴨野 寿美夫 |
| 健康福祉局 | 健康安全課健康危機管理担当課長 | 菅野 美穂 |
| 健康福祉局 | 食品衛生課長 | 牛頭 文雄 |
| 健康福祉局 | 担当部長 (衛生研究所感染症・疫学情報課長) | 横山 涼子 |
| 医療局 | 医療政策課長 | 山本 憲司 |
| 医療局 | がん・疾病対策課長 | 古賀 美弥子 |
| 環境創造局 | 農業振興課長 | 朝倉 友佳 |
| 環境創造局 | 公園緑地維持課長 | 関本 直子 |
| 建築局 | 住宅政策課長 | 松本 光司 |
| 道路局 | 企画課交通計画担当課長 | 藤江 千瑞 |
| 道路局 | 交通安全・自転車政策課長 | 石井 高幸 |
| 教育委員会事務局 | 教育課程推進室長 | 山本 朝彦 |
| 教育委員会事務局 | 健康教育・食育課長 | 長田 和彦 |

事務局

| 局 | 補 職 | 氏 名 |
|-------|--------------------|--------|
| 健康福祉局 | 健康安全部健康推進担当部長 | 嘉代 佐知子 |
| | 保健事業課健康づくり担当課長 | 岩松 美樹 |
| | 保健事業課長 | 秋野 奈緒子 |
| | 保健事業課事業推進担当課長 | 東 健一 |
| | 保健事業課担当課長 | 阿部 響 |
| | 保健事業課担当課長 | 奥田 清子 |
| | 保健事業課健康づくり担当係長 | 矢島 陽子 |
| | 保健事業課健康づくり担当係長 | 山田 和子 |
| | 保健事業課担当係長 | 中村 周平 |
| | 保健事業課担当係長 | 安永 愛 |
| | 保健事業課担当係長 | 和泉 大 |
| | 保健事業課担当係長 | 山崎 信也 |
| | 保健事業課担当係長 | 池田 達哉 |
| | 衛生研究所感染症・疫学情報課担当係長 | 岡本 佳子 |

健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 健保事第 3964 号 (局長決裁)
最近改正 平成 29 年 4 月 1 日 健保事業第 4107 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号) 第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議 (以下、「推進会議」という。) の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康増進計画である健康横浜 2 1 (以下、「健康横浜 2 1」という。) の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
 - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

たものとする。

(会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長とする。
- 3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康安全部保健事業課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。